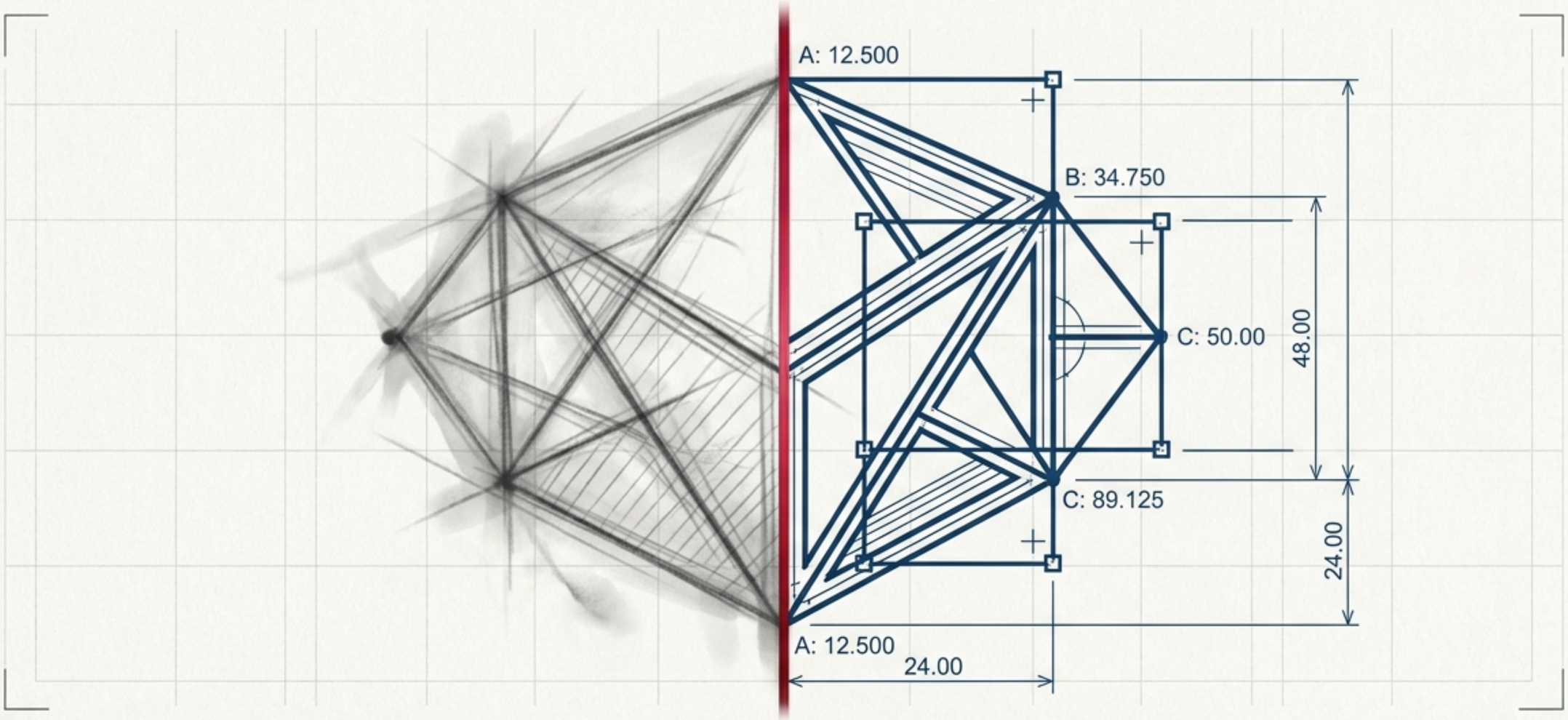


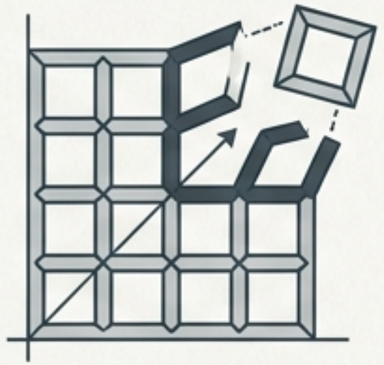
近時における明確性要件の適用変遷と実務への影響分析

要旨認定除外から厳格な明確性判断へ

2026年7月｜知財戦略インテリジェンス・インスティテュート

Gemini Notebook

Executive Summary



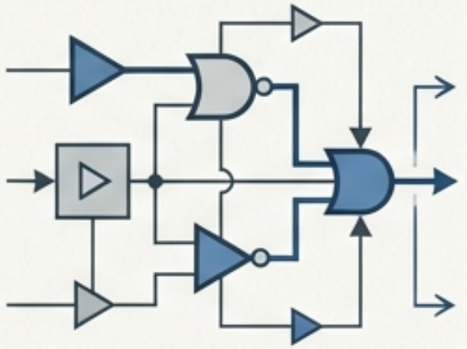
パラダイムシフト

審査実務の急変。「要旨認定からの除外」という従来の寛容な処理から、特許法36条6項2号に基づく「明確性要件違反」の直接的な指摘への移行。第三者の予測可能性保護が最優先課題に。



高リスク領域

IT・通信・システム分野の特許網。特に「他装置の挙動」「通信相手の属性」「除くクレーム」など、自装置の構造・機能を特定しない”外部要素”に依存したクレーム要件が致命的な脆弱性に。



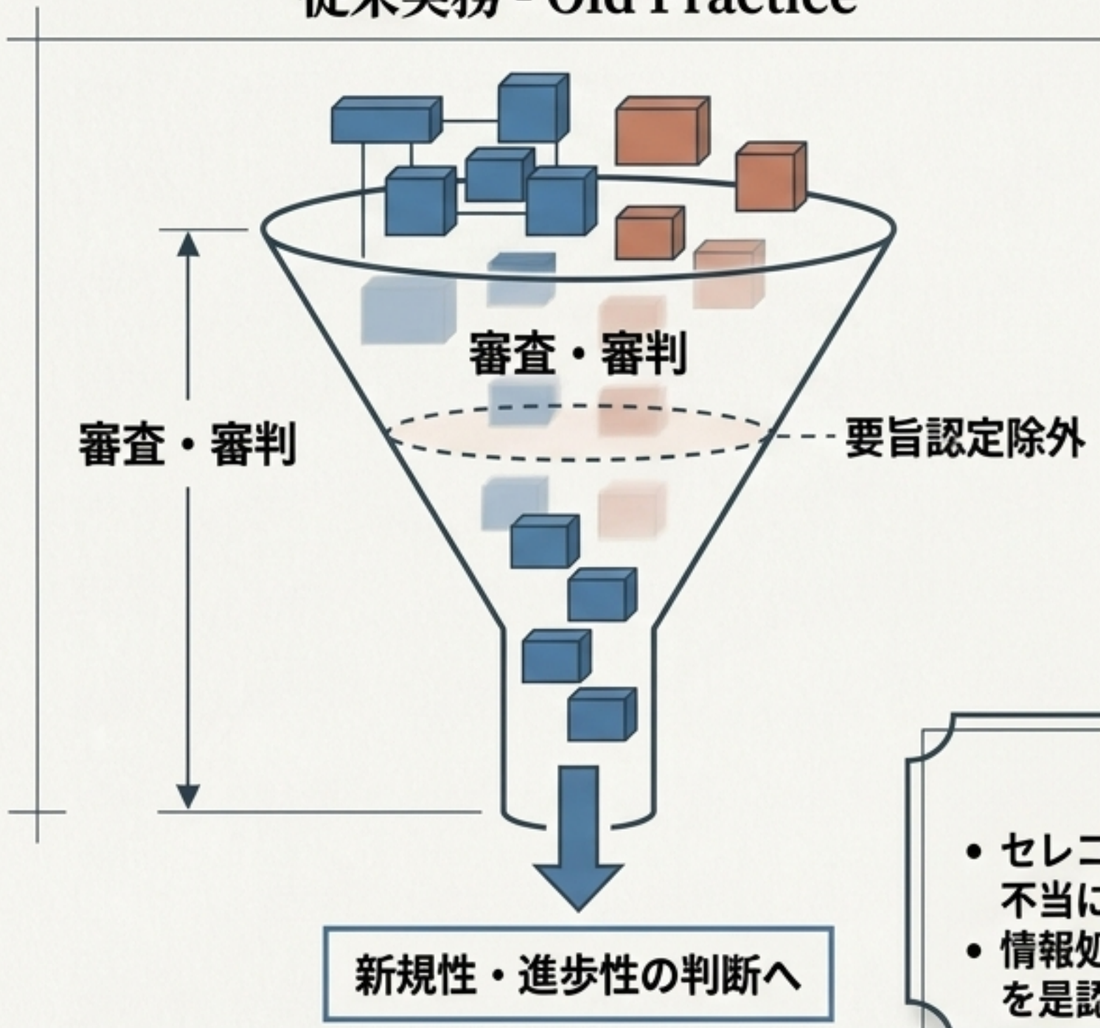
実務上の対抗策

クレームドラフティングの抜本的見直し。ビジネス目的や外部環境の記述を廃し、入出力条件・分分岐論理・データ構造などの「内部の構造的・機能的論理」への翻訳が必須となる。

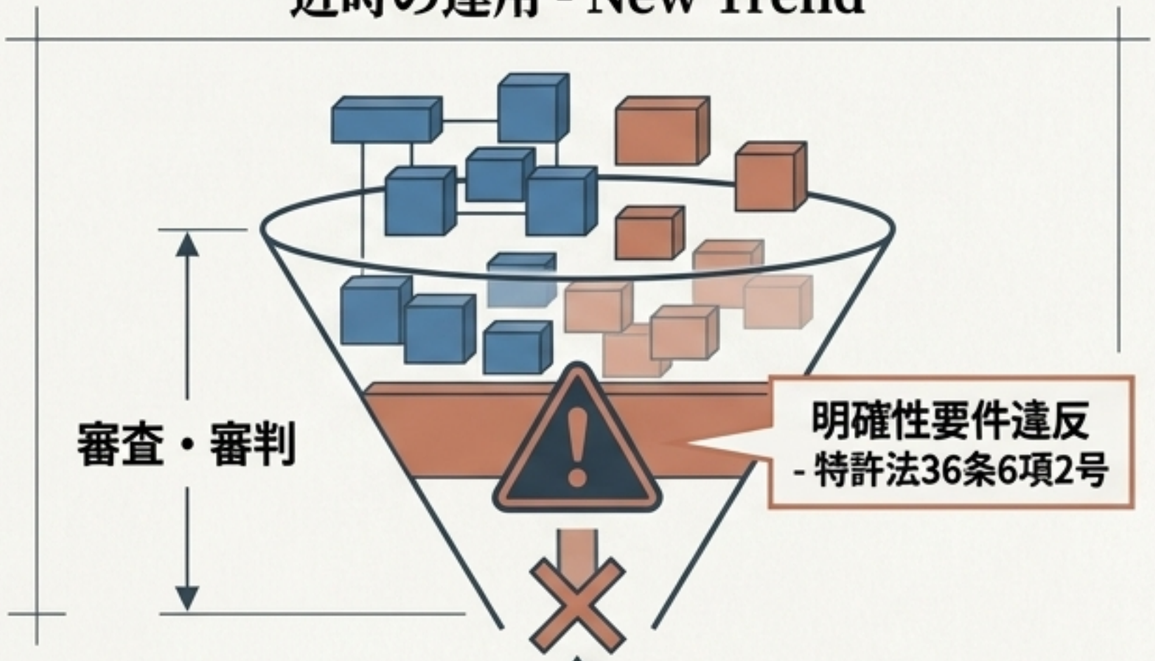
Gemini Notebook

審査・審判実務におけるパラダイムシフト

従来実務 - Old Practice



近時の運用 - New Trend



司法判断の蓄積と規範的枠組み

- セレコキシブ組成物事件（知財高判令和4年行ケ10127）：「第三者の利益が不当に害されるほどに不明確であるか否か」
- 情報処理装置事件（知財高判令和3年行ケ10056）：非限定的事項の除外処理を是認しつつも、予測可能性の欠如を重く見る傾向へ。

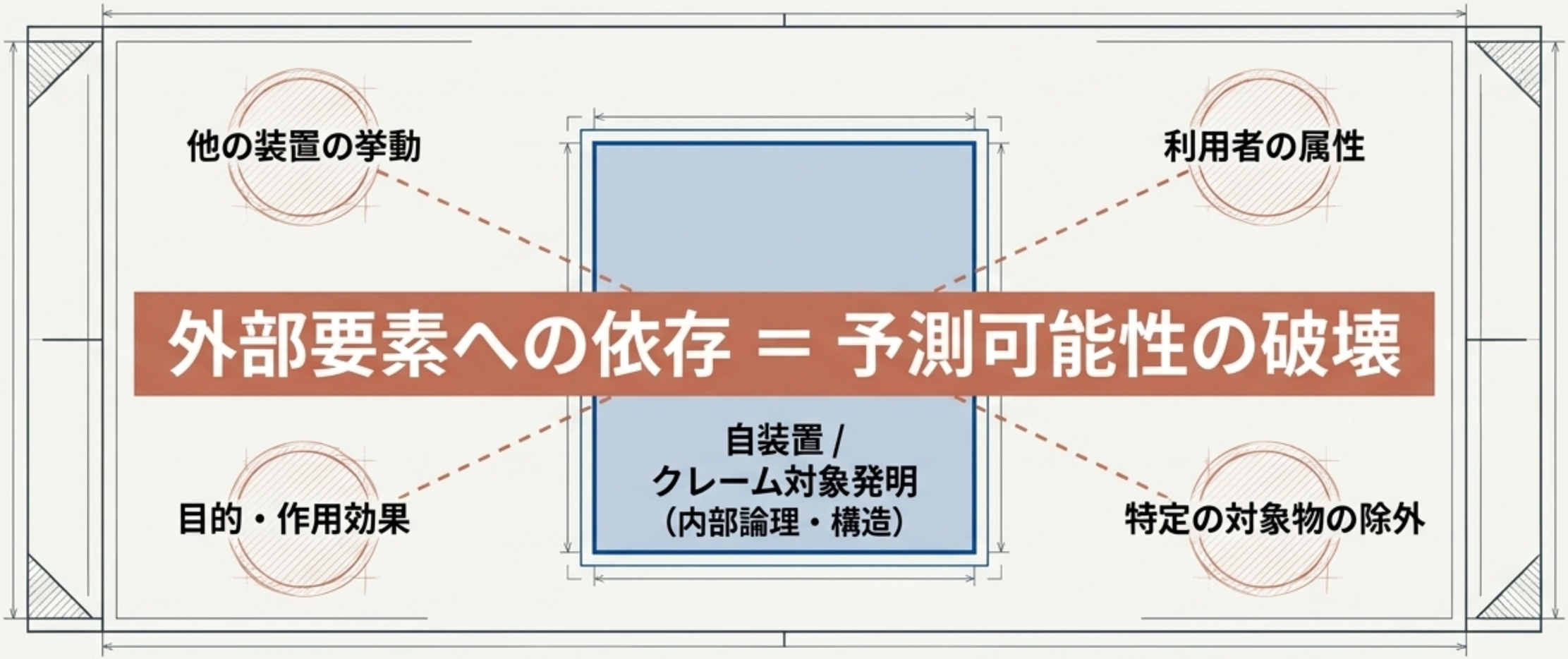
Gemini Notebook

従来処理と新傾向の構造的差異

比較項目	従来型処理 （要旨認定からの除外）	特許庁の新傾向 （明確性要件違反）
法的構成	要旨認定の問題（最判平3.3.8等）	記載要件（特許法36条6項2号）の問題
審査・審判の帰結	当該記載を除外した発明を対象として新規性・進歩性を判断（特許査定の余地あり）	請求項自体の記載不備として、直ちに拒絶理由･補正却下･訂正拒絶の対象となる
出願人の対応	意見書で技術的意味を釈明し、限定事項としての考慮を主張	説明に加え、文言削除や構造・機能を明確化する「補正・訂正」が必須化
権利化後の制約（訂正）	発明特定事項から除外されるため、当該記載の訂正は原則不要	訂正目的・新規事項追加等の制約に加え、「独立特許要件」の高いハードル
侵害訴訟への波及	被告側の無効論は「新規性・進歩性欠如」が中心	「明確性要件違反」の抗弁が加わり、権利範囲主張との自己矛盾リスクが発生

Gemini Notebook

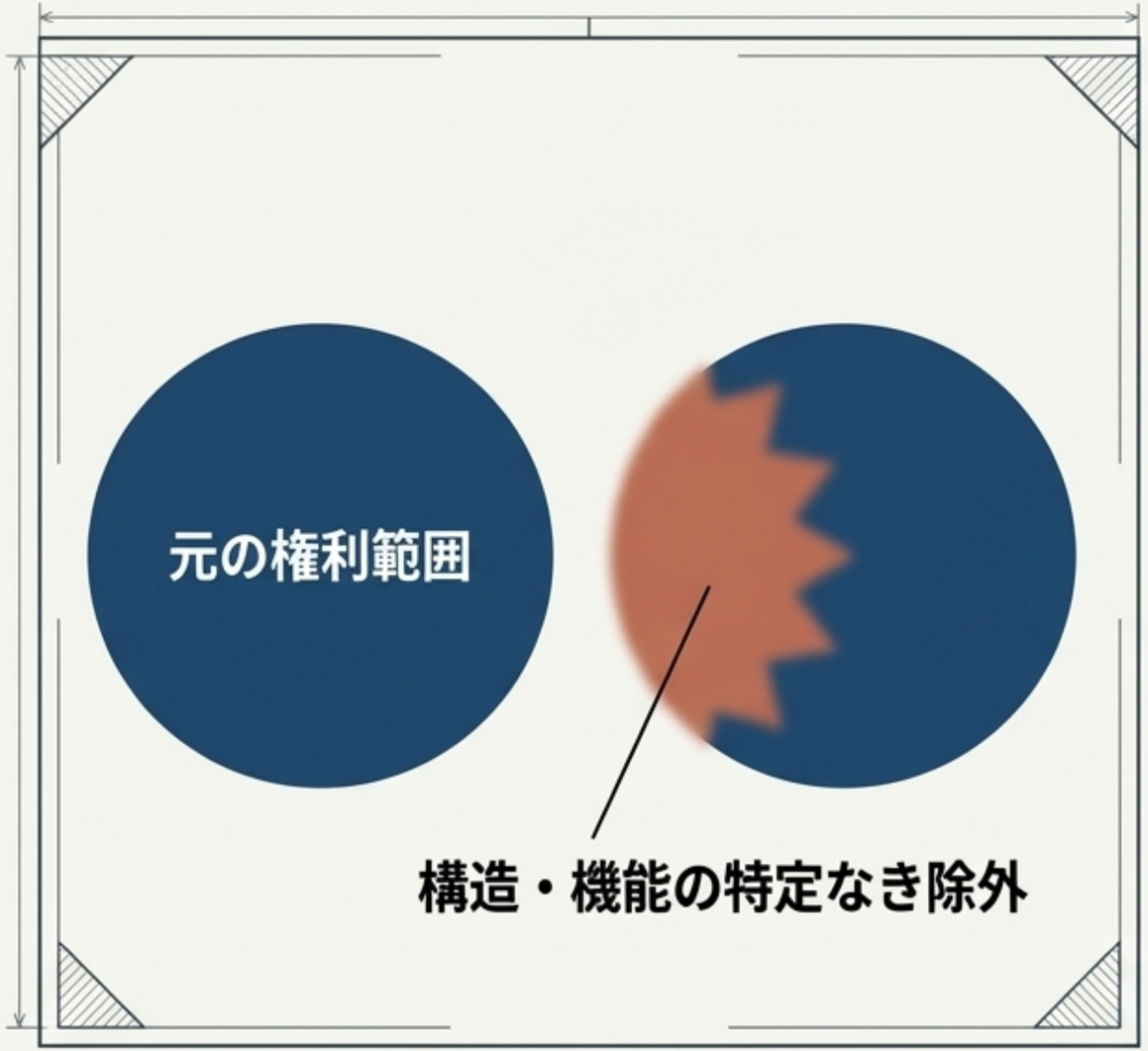
審査基準の新たな焦点：外部要素の罠



審査における明確性違反の指摘は、請求項が自装置の「構造」や「機能」を定義せず、
コントロール不可能な「外部要素」に依存して技術的範囲を規定しようとした瞬間に発生する。
以下の3つの高リスク類型が顕在化している。

Gemini Notebook

Risk Category 1： 除くクレームの解釈可能性



特許第7525971号（見守り者用端末事件）訂正審判

【追加された除外文言】
「（ただし、...前記被見守り者用端末が携帯電話であるものを除く。）」
「(...同一画面に表示させる見守り者用端末を除く。)」

【審判合議体の論理】
通信相手が特定の端末属性であることや、特定の画面表示を行わないという「相手装置の非動作」は、自装置（プログラム）の構造・機能を何ら特定していない。

【致命的帰結】
発明がどのように特定されるのか不明確として、独立特許要件（36条6項2号）違反を通知。

Gemini Notebook

Risk Category 2: サブコンビネーション（他装置・他部材の規定）



不服2024-10363（セミクローズ家具事件）

クレーム：「他の椅子状家具と組合わせて配置される...」

審決：相手方である他の椅子状家具に関する事項によって、当該家具自体がどのように特定されるか当業者が明確に把握できず違反。

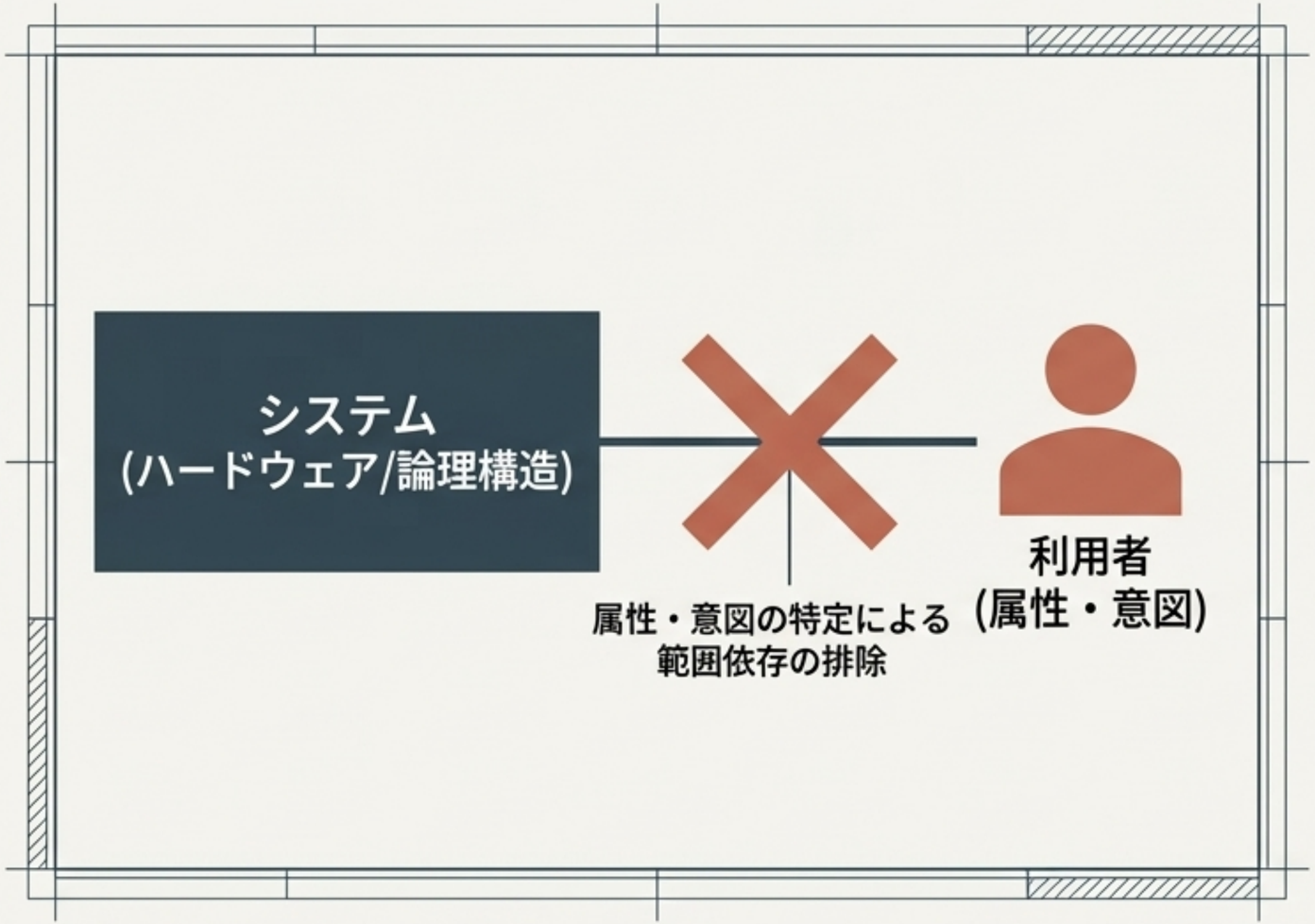
不服2024-9413（ショベル用のプログラム事件）

クレーム：端末がショベルの運転席近傍の保持部に配置され、外部のレバースイッチ操作により機能する。

審決：設置環境や外部スイッチに関する事項がプログラムの機能と関連性を有せず、特定内容が把握できないとして補正却下。

Gemini Notebook

Risk Category 3: 効果・目的・利用者属性の付加



特許第7553163号
（モニタリングシステム事件）訂正審判

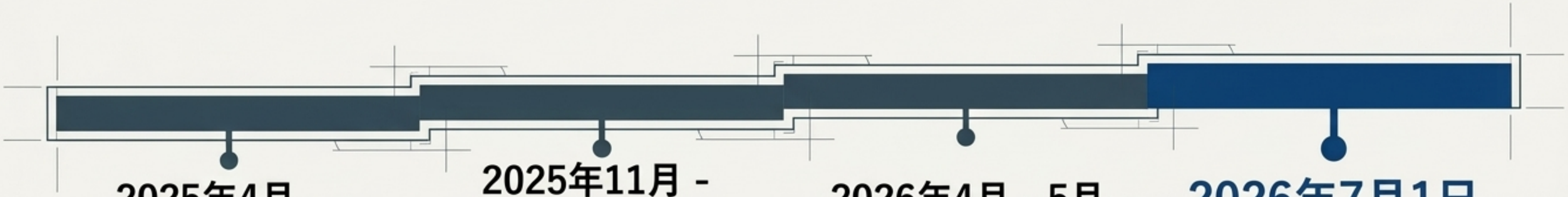
【追加された限定】
「被見守り者用端末のユーザは子供であり」
「子供の第1生活パターンに対応して...」

【審判合議体の論理】
通信相手のユーザが「子供」であることは、システム自体の構造・機能を特定しない。同一構成のシステムであっても、誰が使うかによって技術的範囲が左右されるという誤解を生み、第三者の予測可能性を奪う。

Cross-Industry Context: 化学・材料分野の組成物クレームにおいても、成分を特定せずに「所期の耐候性を向上させるための」といった効果・目的のみの付記は、同様の明確性リスクを孕む。

Gemini Notebook

審査ハンドブック改訂のタイムライン



2025年4月

審査基準室「『除くクレーム』とする補正について」公表。

2025年11月 - 2026年3月

ワーキンググループ審議。基準本文ではなく「ハンドブックの事例追加」で対応する方針が決定。

2026年4月 - 5月

パブリックコメント実施。

2026年7月1日

改訂審査ハンドブック適用開始。明確性要件の厳格適用が実務上の標準プロトコルとして確立。

【Core Insight】
法改正（特許法36条）は行われていない。審査基準本文の改訂すらなく、「審査査ハンドブックにおける事例追加」という運用レベルの変更によって、実質的なパラダイムシフトが断行された点に最大の留意が必要。

Gemini Notebook

権利行使局面への波及と特許権者のジレンマ

侵害訴訟における特許権者の主張

広い権利範囲（非限定的）と主張

「当該文言は非限定事項であり、被告製品に非搭載でも侵害」

帰結：特許無効

被告が特許法104条の3（明確性要件違反）を援用

厳格な限定と主張

「内部処理やインターフェースを厳格に限定する発明特定事項である」

帰結：非充足（非侵害）

被告製品がその限定を備えていない

侵害訴訟において、被告側は従来の「新規性・進歩性欠如」に加え、特許庁の厳格な運用姿勢を盾に「特許法36条6項2号違反」の無効抗弁を積極展開することが予想される。
特許権者は、無効論の回避と侵害立証の狭間で極めて高度な主張の整合性が求められる。

Gemini Notebook

訂正審判の落とし穴：単純削除の致命的リスク



メカニズムと帰結

- **特許庁の認識**：「元々構造・機能を特定していない文言だから削除しても無害」
- **裁判所の事後認定リスク**：「実は特定の処理手順を限定する技術的意義を有していた」と認定されるリスク。
- **致命的帰結**：文言の削除が、特許請求の範囲の「実質的な拡張・変更（特許法126条6項違反）」とみなされ、訂正が却下される。単純削除に頼らず、当初開示に基づく自装置の「入出力条件」への限定化訂正が不可欠。

Gemini Notebook

実務的対応戦略：クレームドラフティングの変換公式

高リスクな表現（外部要素）	客観的な技術的記述（内部論理）
通信相手である車両が商用車でない	前記プログラムは、前記通信相手から受信する車両種別情報が商用車を示す場合には所定処理を実行せず、商用車以外を示す場合に当該処理を実行する
車載端末が地図と渋滞情報を同一画面に表示しない	前記スマートフォンは、地図情報と渋滞情報とを同一画面表示用の単一表示データとして生成せず、別画面表示用の個別データとして生成する
運転者が初心者である	前記システムは、運転歴情報が所定値以下である場合に、所定の車間距離条件を選択する判定部を備える
引用文献1記載の装置を除く	前記装置は、要素A、要素B及び要素Cを同時に備える態様を含まない

Gemini Notebook

中間処理の指針（拒絶理由通知への対応フロー）

01

引用文献や技術常識からの明確性評価

引例の表現を用いた「除くクレーム」であっても、明細書等から除外範囲が客観的に把握できるかを検証。

02

意見書による論証（反論の主軸）

単なる外部要素ではないことを主張する。他装置の挙動が、自装置における「入力データ」「処理トリガー」「通信シーケンス」「制御アルゴリズムの分岐条件」を具体的にどう規定しているかを技術的根拠をもって論証。

03

新規事項追加（17条の2第3項）の絶対回避

当初開示との関係で新たな技術的事項を導入しないよう、構造・機能に還元した補正が当初明細書の範囲内にとどまることを担保する。

Gemini Notebook

明細書作成戦略と権利行使における立証構成



守り：明細書開示の拡充

中間処理での「内部構造への還元補正」を可能にするため、出願当初明細書に以下を必須記載とする：

- 入力信号の種別、通信プロトコル
- 制御パラメータの具体的数値範囲
- 適用外となる例外条件とその論理

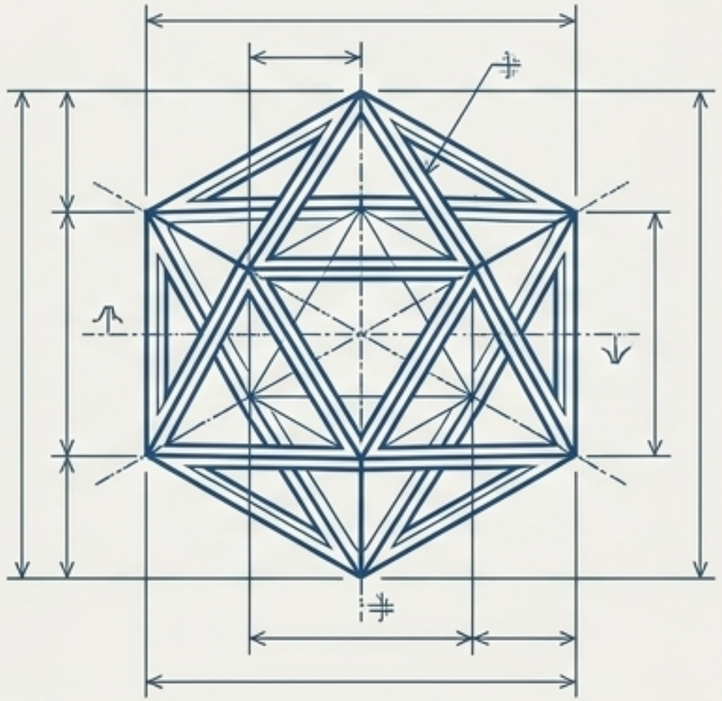


攻め：侵害訴訟の事前準備

非限定事項であることを理由とした安易な「文言充足主張」は、明確性違反の無効抗弁を誘発する。

被告物件が、自装置の「内部処理」や「インターフェース」として当該クレーム構成を実質的に充足している旨を立証する、緻密な証拠構造を事前準備する。

Gemini Notebook



結論：抽象から構造へ — 次世代の特許戦略

「非限定的な広い言葉で網をかける」という従来のクレームドラフティングの時代は終わった。

真に強く、行使可能な特許権を構築するための絶対条件。それは、ビジネス上の目標（用途、対象、外部環境）を、誰が読んでも揺るがない客観的な「内部の技術的論理（データ構造・処理手順）」へと、出願段階から完全に翻訳し切る設計力である。厳格な明確性判断の波を、圧倒的な特許品質へと転換せよ。

Gemini Notebook